

水戸市公告

水戸市新斎場火葬炉設備工事に係る公募型プロポーザルを実施するので、公告する。

令和元年 10 月 15 日

水戸市長 高 橋 靖

1 工事概要

(1) 工事名

水戸市新斎場火葬炉設備工事

(2) 工事場所

水戸市下入野町地内

(3) 工事内容

別紙「水戸市新斎場火葬炉設備工事 要求水準書」による。

(4) 履行期限 (予定)

ア 設計等業務協力期間 覚書交換から令和 2 年度まで

イ 工事期間 令和 3 年度から令和 5 年度まで

(5) 概算事業費

提案見積価格の上限は 218,000 千円 (消費税及び地方消費税の額を除く。) とする。

2 選定方法

本プロポーザルの実施に当たっては、提案者の実績、技術提案及び提案見積価格について、提出書類並びにプレゼンテーション及びヒアリングによる評価を厳正に行い、最優秀者 1 者 (整備予定者)、次点者 1 者を選定する。

なお、評価は、学識経験者で構成する水戸市新斎場火葬炉選定評価委員会において行う。

3 参加資格

参加要件の基準日は、参加表明書の提出期限日とし、参加資格を有する者は、基準日において次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

(2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定に基づく水戸市 (以下「本市」という。) の入札参加の制限を受けていない者であること。

(3) 民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づく更生手続開始の申立て又は破産法 (平成 16 年法律第 75 号) に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者 (民事再生法に基づく再生手続開始の決定又は会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受け、かつ、本市が入札参加資格の再承認をした者を含む。) であること。

(4) 建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号) に基づく営業停止処分期間中でないこと。

(5) 水戸市建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程 (平成 6 年水戸市規程第 5 号) 第 75 条の規定による入札参加資格停止を受けていないこと。

(6) 水戸市暴力団排除条例 (平成 24 年水戸市条例第 2 号) 第 2 条各号に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団関係者に該当しないこと。

(7) 本市における建設工事に係る令和元・2 年度有資格請負業者名簿 (工種が機械器具設置であ

るもの)に登録があること。

- (8) 建設業法に基づく機械器具設置工事について、特定建設業の許可を受けている者であること。
- (9) 建設業法第 27 条の 23 の規定により、直前の決算に基づく経営事項審査を受け、当該経営事項審査に係る総合評定値通知書が有効期間内であること。
- (10) 過去 10 年以内（平成 21 年 10 月以後）に、元請として単体又は共同企業体の構成員（代表構成員に限る。）として、新築又は改築した 4 基以上の火葬炉（人体炉）を備える火葬場において、自ら製造し、設置完了した火葬炉設備工事の施工実績を有すること。ただし、単なる火葬炉改修工事は除く。
- (11) 整備予定者は、本工事の契約に向けた見積合わせの日において、次の項目を満たす建設業法第 26 条に規定する監理技術者を配置すること。専任配置期間は、工事請負契約期間中とする。
 - ア 機械器具類設置工事に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習会修了証を有していること。
 - イ 所属する建設業者との間に、3 か月以上の直接的な雇用関係があること。

4 手続等

(1) 事務局

水戸市生活環境部衛生管理課

〒310-8610 水戸市中央 1 丁目 4 番 1 号

電話 029-232-9160（直通）

E-mail sanitation@city.mito.lg.jp

(2) 実施要領等の配布

ア 配布日時

令和元年 10 月 15 日（火）から令和元年 10 月 30 日（水）まで（日曜日、土曜日及び祝日法の休日を除く。）

配布時間は、午前 10 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までの時間を除く。）とする。ただし、開始日については午後 2 時からとする。

イ 配布場所

事務局にて配布する。また、市のホームページ（URL <https://www.city.mito.lg.jp>）においても公表する。

(3) 参加表明書の受付

ア 提出期間

令和元年 10 月 15 日（火）から令和元年 10 月 30 日（水）まで（日曜日、土曜日及び祝日法の休日を除く。）

受付時間は、午前 10 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までの時間を除く。）とする。ただし、開始日については午後 2 時からとし、締切日については午後 3 時までとする。

イ 提出先

上記(1)の事務局とする。

ウ 提出方法

持参又は郵送とする。なお、郵送する場合は、配達証明付書留郵便とし、提出期限までに必着とする。